

自動車運搬船の定義に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

自動車運搬船の定義に関する事項

改正理由

2014 年 5 月に開催された IMO 第 93 回海上安全委員会（MSC93）において、水素燃料自動車又は圧縮天然ガス自動車を貨物として運送する自動車運搬船に対し、追加の火災安全措置を規定する SOLAS 条約第 II-2 章の改正が採択された。本会は同要件を既に本会規則に取入れている。

本規定に関し、適用対象となる「自動車運搬船」の定義を明確にすべく、2016 年 3 月に開催された IMO 第 3 回船舶設備小委員会（SSE3）において審議された結果、自動車運搬船とは、自動車及びトラックを貨物として運送する自動車専用運搬船を指し、その他のロールオン・ロールオフ貨物船等は含まないことを明確にした IMO 統一解釈案が作成され、同年 11 月に開催された IMO 第 97 回海上安全委員会（MSC97）において、MSC.1/Circ.1555 として承認された。

このため、MSC.1/Circ.1555 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

本規定の適用対象となる「自動車運搬船」は、自動車及びトラックを貨物として運送する自動車専用運搬船とする旨規定した。

改正条項

鋼船規則検査要領 R 編 R3.2.54